

平成 24 年度

# 包括外部監査の結果及び意見の概要

(水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 世羅 徹

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない  
場合がある。

# 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
I. 監査の種類.....	1
II. 選定した特定の事件 .....	1
1. 選定した特定の事件.....	1
2. 包括外部監査対象部局.....	1
3. 包括外部監査対象期間.....	1
4. 特定の事件を選定した理由.....	1
III. 包括外部監査の方法.....	2
1. 監査の視点 .....	2
2. 主な監査手続.....	3
IV. 包括外部監査人補助者.....	4
V. 包括外部監査期間.....	4
VI. 利害関係 .....	4
VII. 財務情報等 .....	4
<b>第2 包括外部監査対象の概要</b> .....	<b>5</b>
I. 市における水道事業の概要 .....	5
1. 水道事業の目的.....	5
2. 水道事業の基本方針.....	5
3. 経営及び財務の概要.....	6
4. 拡張事業の推移と概要.....	6
5. 水道普及率、整備延長及び給水人口の推移 .....	8
6. 料金算定について .....	8
II. 市の施設更新計画.....	8
1. 管路の更新計画.....	8

2. 配水施設の更新計画.....	9
III. 府内の水道事業統合の検討状況について.....	10
<b>第3 監査の結果及び意見 .....</b>	<b>11</b>
I. 中長期的に持続可能な水道事業の経営に向けて.....	11
1. 水道局全体としての経営計画の策定について（意見）.....	11
II. 将来の資金繰りを考慮した料金設定について.....	11
1. 管路更新計画に基づいた将来の資金状況.....	11
2. 資金繰りを考慮した料金改定について（意見）.....	14
3. 適時な料金体系の検討について（意見）.....	15
III. 水道利用加入金の取り扱いについて.....	15
1. 水道利用加入金について.....	15
2. 加入金のあり方について（意見）.....	15
IV. 効率的な資金運用について.....	15
1. 現金預金の状況.....	15
2. 現金預金の運用について（意見）.....	16
V. 経営管理体制の確立について.....	16
1. 水道料金の徴収・管理について.....	16
2. 退職手当支給に係る一般会計等との負担関係の明確化について.....	17
3. 固定資産の現物調査について.....	18
4. 備品等の管理について.....	18
VI. 新会計制度への移行.....	19
1. 平成23年度決算における会計制度の移行による影響試算と分析.....	19
2. 財務指標等に与える影響.....	20
3. 財政健全化指標への影響.....	20

## 第 1 包括外部監査の概要

### I. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### II. 選定した特定の事件

#### 1. 選定した特定の事件

水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について

#### 2. 包括外部監査対象部局

水道局（以下「市水道局」という。）

#### 3. 包括外部監査対象期間

原則として平成 23 年度とし、必要に応じて直近の状況や平成 22 年度以前も含めた。

#### 4. 特定の事件を選定した理由

八尾市（以下「市」という。）水道事業会計の決算によると、平成 23 年度の純利益は 212,502 千円、総資産 28,110,882 千円に対し資本合計は 26,027,303 千円と経営状況は安定しているように見える。

一方、平成 23 年度において地方公営企業法が改正され、地方公営企業会計制度が見直されている。平成 24 年 2 月 1 日に施行され、平成 26 年度予算及び決算からの適用が想定される改正政省令によれば、市水道事業会計の平成 23 年度末現在において資本合計に含まれている借入資本金（12,507,592 千円）を負債として整理することや、国府補助金や工事負担金等（以下「補助金等」という。）を財源に建設改良工事を実施していた場合の当該補助金等（3,718,578 千円）の一部を負債として整理することをはじめ、決算財務数値が大きく変動することが見込まれる。

今回の会計基準の見直しは水道料金算定の基礎となる損益状況にも大きく影響する事項であるため、会計制度の変更だけと捉えるのではなく、将来の経営に与える影響の把握と課題への対応を早期に検討することが望まれる。

また、平成 23 年度における水道施設に係る施設利用率が 60%、最大稼働率が 70%と低水準にとどまっており、年々、給水量が減少している中で今後も大幅な水需要の増加が見込みにくいことから、施設規模の適正化を検討する時期にあると考えられる。

このようなことから、市水道事業会計の現状や今後の見通しに基づき客観的に外部の視点で検討を加えることは、市民にとって重要な関心事であると考えられるため、本テーマを特定の事件として選定した。

### III. 包括外部監査の方法

#### 1. 監査の視点

市の水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について、有効性、効率性、法令等への準拠性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- (1) 水道事業に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して処理されているか。
- (2) 一般会計からの繰出金等の水準が適切か。
- (3) 契約手続きは、法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 水道料金が適切に設定されているか。
- (5) 水道料金の徴収・滞納管理は適切に行われているか。
- (6) 出納管理は所定の手続きに従って適切に行われているか。
- (7) 固定資産の管理が適切に行われているか。
- (8) 今後の水需要予測を踏まえ、施設・設備の耐震化・老朽化対策を含め、設備投資計画が適切に立案されているか。
- (9) 事務・事業が有効性、経済性、効率性の観点から適切に執行されているか。
- (10) 地方公営企業会計制度の見直しに向けた準備が適確に行われているか。
- (11) 下水道事業との組織・事務の一本化など、事務の効率化に向けた取り組みが進められているか。

## 2. 主な監査手続

市水道局が所管している事務・事業に対して実施した主な監査手続は次のとおりである。

- (1) 財務諸表の特定の科目について合理的な根拠に基づき計上された金額であるかを資料の閲覧及びヒアリングにより確かめた。
- (2) 平成 23 年度の決算附属書類「重要契約の要旨」からサンプルを抽出し、契約手続きが適切に行われているかを資料の閲覧及びヒアリングにより確かめた。
- (3) 水道料金の算定方法について、資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- (4) 水道料金の徴収及び管理状況について、資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- (5) 出納管理の状況を観察、資料の閲覧及びヒアリングにより確かめた。
- (6) サンプルベースで固定資産の実査を実施した。
- (7) 固定資産及び備品管理の状況を資料の閲覧及びヒアリングにより確かめた。
- (8) 高安受水場、八尾配水場及び南部低区配水池の現地視察を実施した。
- (9) 将来の投資・更新計画について資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- (10) 地方公営企業会計制度の見直しに係る検討状況について、資料の閲覧及びヒアリングを実施した。
- (11) 下水道事業との統合に係る検討状況について、資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

IV. 包括外部監査人補助者

公認会計士 酒井 清  
公認会計士 牧野康幸  
公認会計士 小室将雄  
公認会計士 福原顕憲  
公認会計士 森本聡美  
公認会計士試験合格者 米森健太

V. 包括外部監査期間

監査対象部局及び関連施設に対し、平成 24 年 7 月 30 日から平成 25 年 1 月 25 日までの期間で監査を実施した。

VI. 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

VII. 財務情報等

本報告書に記載した水道局のほか関連する部課の財務情報等は、市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成されたものである。また、当該財務情報の金額については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入している。



## 第2 包括外部監査対象の概要

### 1. 市における水道事業の概要

#### 1. 水道事業の目的

市は、水道法の目的に則り、その水道事業の目的を「生活用水その他の浄水を市民に供給するため」と定めている（八尾市水道事業の設置等に関する条例）。

なお、市は、大阪広域水道企業団<sup>1</sup>（以下「企業団」という。）からの受水で市民に対する水供給のすべてを賄っており、市独自の水源は有していない。

#### 2. 水道事業の基本方針

市は、水道事業の基本方針を、平成20年3月に策定された「八尾市水道ビジョン」（以下「水道ビジョン」という。）において、次のとおり定めている。

基本方針	
1	災害や危機管理に強い安全な水道
2	信頼性の高い安心な水道
3	健全経営を保ち続ける水道
4	多彩な人材と柔軟な組織が支える水道
5	地球環境にやさしい水道
6	お客さまとともに歩む水道

市は、水道ビジョンにおいて、上記の各基本方針ごとに現状把握と課題抽出を行い、その対応策を検討している。また、課題設定及び現状把握にあたり、水道ビジョンでは、次のような指標を用いて分析を行っている。

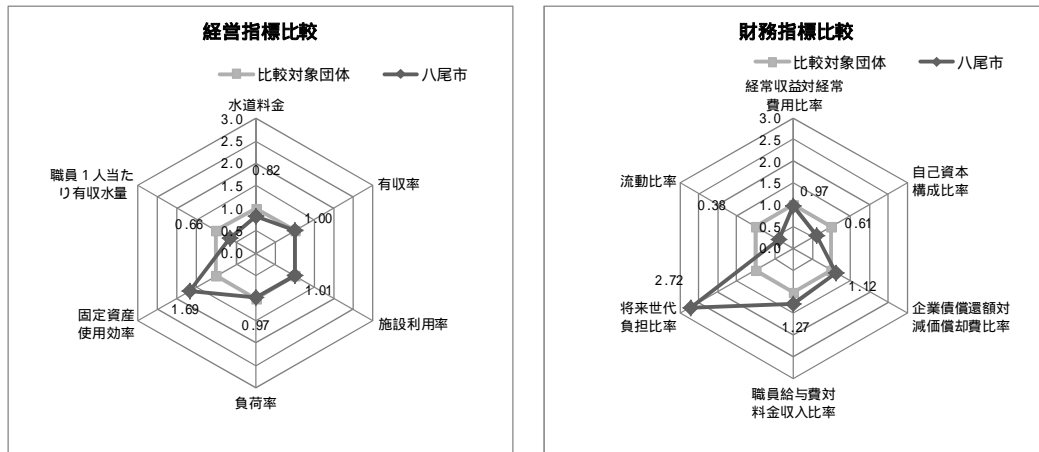
<ポンプ所耐震施設率>				<水道業務経験年数> (年)			
八尾市	東大阪市	豊中市	茨木市	八尾市	東大阪市	豊中市	茨木市
18.3%	47.0%	30.5%	64.6%	26.0	22.3	17.5	13.8
<管路の耐震化率>				<配水量1㎡当たりの電力消費量> (kwh/㎡)			
八尾市	東大阪市	豊中市	茨木市	八尾市	東大阪市	豊中市	茨木市
1.1%	3.7%	9.1%	2.8%	0.23	0.18	0.11	0.20
<鉛製給水管率>				<給水件数一件当たり広報紙配布部数> (部/件)			
八尾市	東大阪市	豊中市	茨木市	八尾市	東大阪市	豊中市	茨木市
28.4%	10.2%	12.2%	6.4%	1.2	3.3	1.5	11.2

<sup>1</sup> 大阪広域水道企業団は、平成23年4月から、大阪府水道部より用水供給事業、工業用水道事業を引き継いでいる一部事務組合である。

### 3. 経営及び財務の概要

平成 23 年度における経営指標・財務指標を比較した結果の概要は次のとおりである。なお、ここでは、企業団からの受水が 100%である水源状況の類似した府内 3 市（堺市、松原市、阪南市）と市水道局との比較結果を示した。

< 水源状況の類似した府内 3 市との比較の概要 >



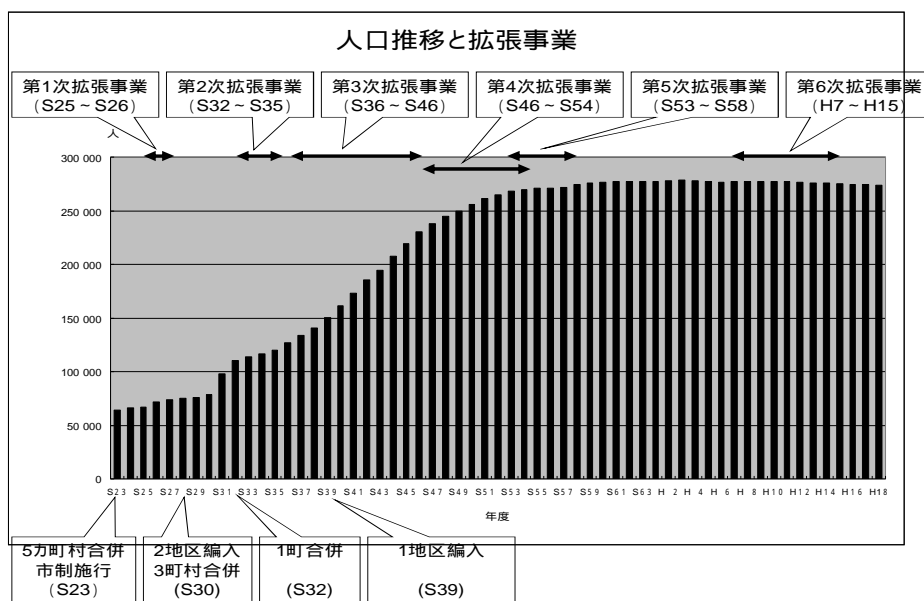
比較対象団体の平均を 1 とした場合の比較

経営指標の面では、職員 1 人当たり有収水量が 0.66 と低くなっており、市水道局の固定資産使用効率が 1.69 と高くなっていることが特徴的である。

財務指標の面では、流動比率が 0.38、自己資本構成比率が 0.61 と低く、将来世代負担比率が 2.72 と高くなっている。

### 4. 拡張事業の推移と概要

市の水道拡張事業は次のように実施されてきた。



市は、昭和 14 年度から水道事業を開始し、現在は、配水管整備事業を推進中であり、その工事内容は管路の耐震化を中心としている。当初の 40 年間は、そのほとんどが管路の新設工事であったが、昭和 57 年度から本格的に管路の更新を開始した。

< 拡張事業の推移と概要 >

期 別	創 設		第 1 次拡張事業	志紀町上水道事業 (併合)
	八 尾 町	龍 華 町		
認 可	昭和12年 4月14日	昭和12年 8月12日	昭和24年10月24日	昭和28年 4月 3日
着 手	昭和13年 6月	昭和13年 5月	昭和25年 5月	昭和28年10月
完 成	昭和14年 2月	昭和14年 3月	昭和27年 1月	昭和31年 5月
事 業 費	346 千円	365 千円	56,942 千円	44,000 千円
計 画	目 標 年 次	昭和21年度	昭和22年度	昭和32年度
	1 人 1 日 最 大 給 水 量	130 ㍓	130 ㍓	180 ㍓
	1 日 最 大 給 水 量	1,950 m <sup>3</sup>	1,950 m <sup>3</sup>	9,000 m <sup>3</sup>
	給 水 人 口	15,000 人	15,000 人	50,000 人

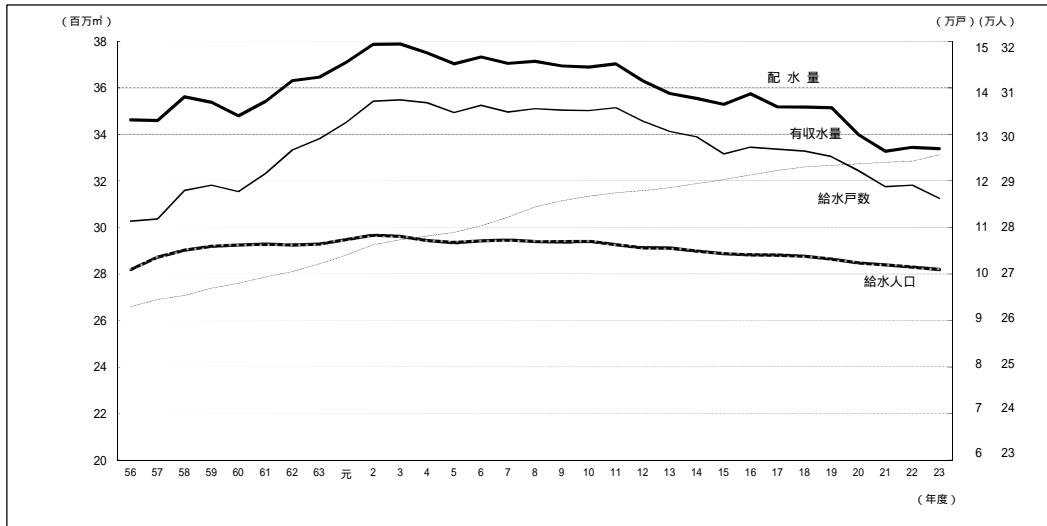
期 別	南高安簡易水道事業	高安簡易水道事業	曙川簡易水道事業	第 2 次拡張事業
認 可	昭和29年 6月 3日	昭和31年 2月23日	昭和31年12月 6日	昭和32年 6月 7日
着 手	昭和29年 2月	昭和31年 4月	昭和32年 1月	昭和33年 1月
完 成	昭和31年 3月	昭和32年 7月	昭和32年 3月	昭和36年 3月
事 業 費	36,441 千円	12,700 千円	2,602 千円	139,683 千円
計 画	目 標 年 次	昭和38年度	昭和40年度	昭和40年度
	1 人 1 日 最 大 給 水 量	150 ㍓	150 ㍓	150 ㍓
	1 日 最 大 給 水 量	750 m <sup>3</sup>	735 m <sup>3</sup>	360 m <sup>3</sup>
	給 水 人 口	5,000 人	4,900 人	2,400 人

期 別	第 3 次拡張事業	第 4 次拡張事業	第 5 次拡張事業	第 6 次拡張事業
認 可	昭和37年12月22日	昭和46年 1月22日	昭和53年 3月17日	平成 7年 7月27日
着 手	昭和38年 4月	昭和46年 4月	昭和53年 4月	平成 7年 7月
完 成	昭和47年 3月	昭和55年 3月	昭和59年 3月	平成16年 3月
事 業 費	2,539,262 千円	3,699,931 千円	2,299,665 千円	9,554,582 千円
計 画	目 標 年 次	昭和45年度(事業途中、46年度に変更)	昭和50年度(事業途中、54年度に変更)	昭和56年度(事業途中、58年度に変更)
	1 人 1 日 最 大 給 水 量	330 ㍓	400 ㍓	479 ㍓
	1 日 最 大 給 水 量	54,780 m <sup>3</sup>	109,200 m <sup>3</sup>	136,600 m <sup>3</sup>
	給 水 人 口	166,000 人	273,000 人	285,200 人

## 5. 水道普及率、整備延長及び給水人口の推移

### (1) 人口・業務量等の推移

市の人口・業務量等の推移は、次のとおりである。



給水人口は平成2年度をピークに減少を続けている。配水量や有収水量も給水人口と同じ傾向ではあるが、増減の幅が大きくなっている。

また、給水人口、配水量及び有収水量が減少傾向にあるにもかかわらず、給水戸数は増加を続けている。

## 6. 料金算定について

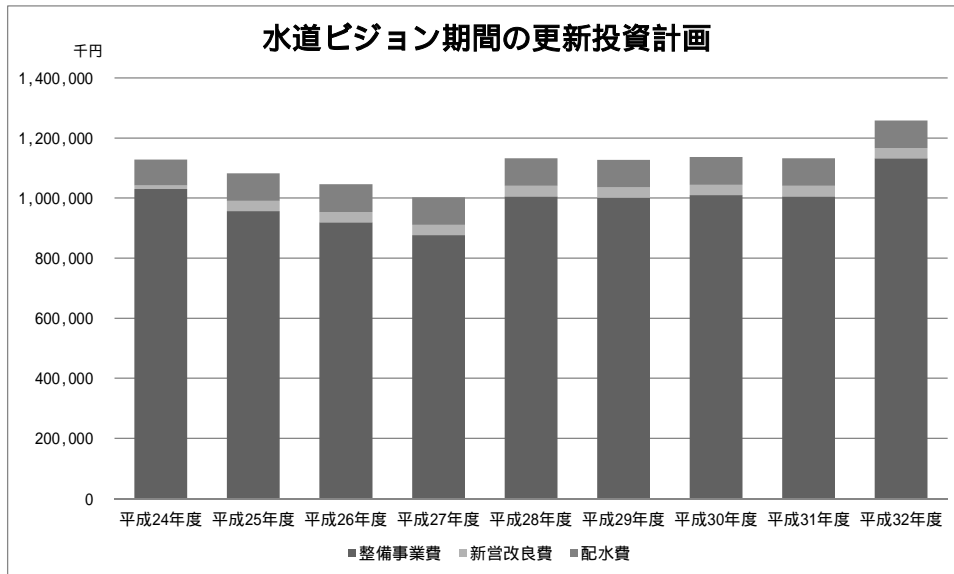
平成13年1月1日に適用を開始した水道料金は、平成13年1月～平成16年3月までの3年3カ月間を料金算定期間として損益の試算を行った結果、定められたものである。なお、平成22年10月1日に、市は企業団の受水単価の引き下げを受けて料金改定を実施しているが、この改定において損益の状況は考慮されていない。

## II. 市の施設更新計画

### 1. 管路の更新計画

市水道局は、平成76年度までに管路の耐震化100%を完了させる予定の更新投資計画を策定している。

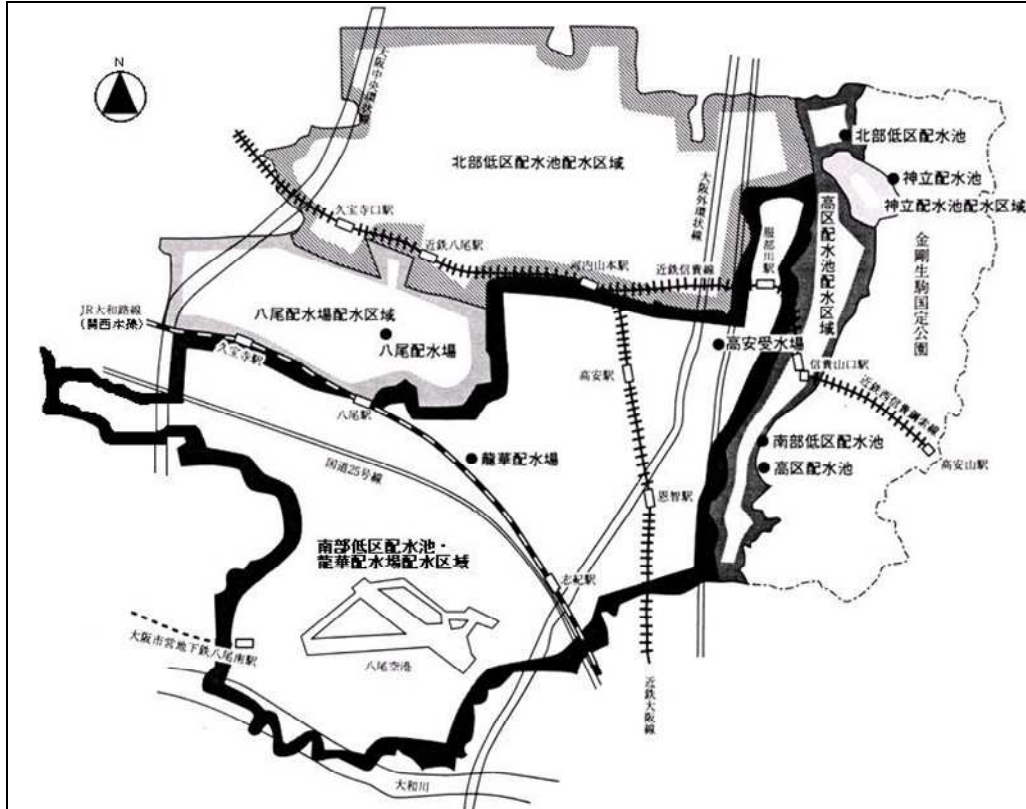
特に水道ビジョンの対象期間である平成32年度までの更新投資については、詳細な積算を行っており、その管路更新計画は次のとおりとなっている。



## 2. 配水施設の更新計画

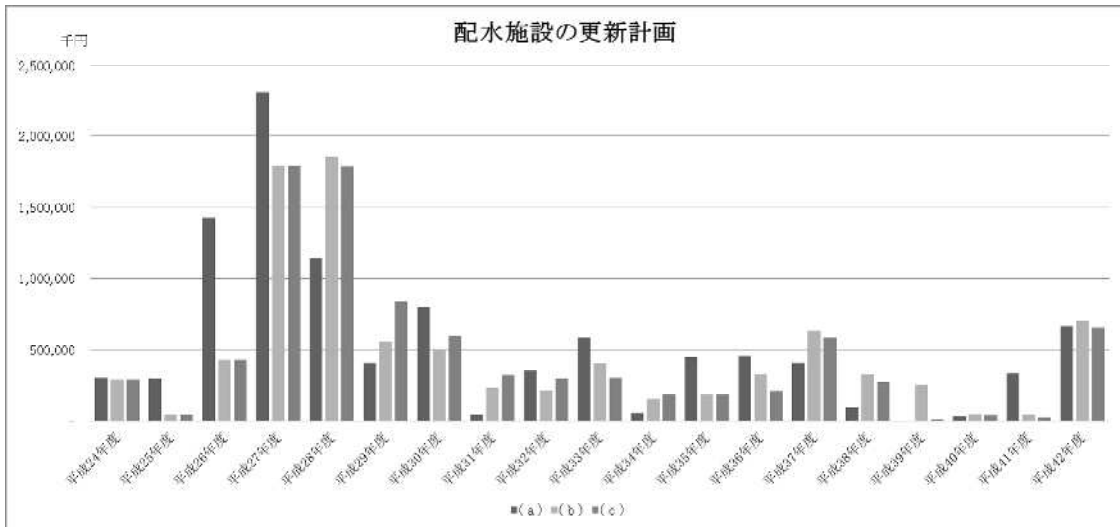
### (1) 各配水施設の給水区域について

各配水施設の給水区域は配水施設ごとに設定されており、その位置関係は次のとおりである。



(2) 配水施設の更新計画について

現在、配水施設の能力が実際の配水量よりも大きくなっているため、市水道局は (a)水道ビジョンの基本方針に継続して従った場合の更新投資計画、(b) 現在の配水量に若干の余裕を持たせたダウンサイジング、(c)現在の配水量に合わせた施設のダウンサイジングの3通りの案について、平成 42 年度までの投資金額の積算を行いシミュレーションを行っている。そのシミュレーションによると、年度別金額及び累計金額は、次のとおりである。



(単位: 千円)

	(a)	(b)	(c)
更新金額累計	10,210,227	9,058,867	8,934,777

III. 府内の水道事業統合の検討状況について

現在、大阪府内の市町村が企業団のもとで一体となって水道事業を運営する構想がある(「大阪広域水道企業団将来構想」)。

現在、統合に向けた課題の整理・改善ワーキングが行われているが、大阪市を含む各市町村が保有している水道事業に係る資産の所有権や活用方法等、統合した場合の課題に対する方針について検討の最中であり具体的なスケジュールや統合の方法が決定されるまでには至っていない。

### 第3 監査の結果及び意見

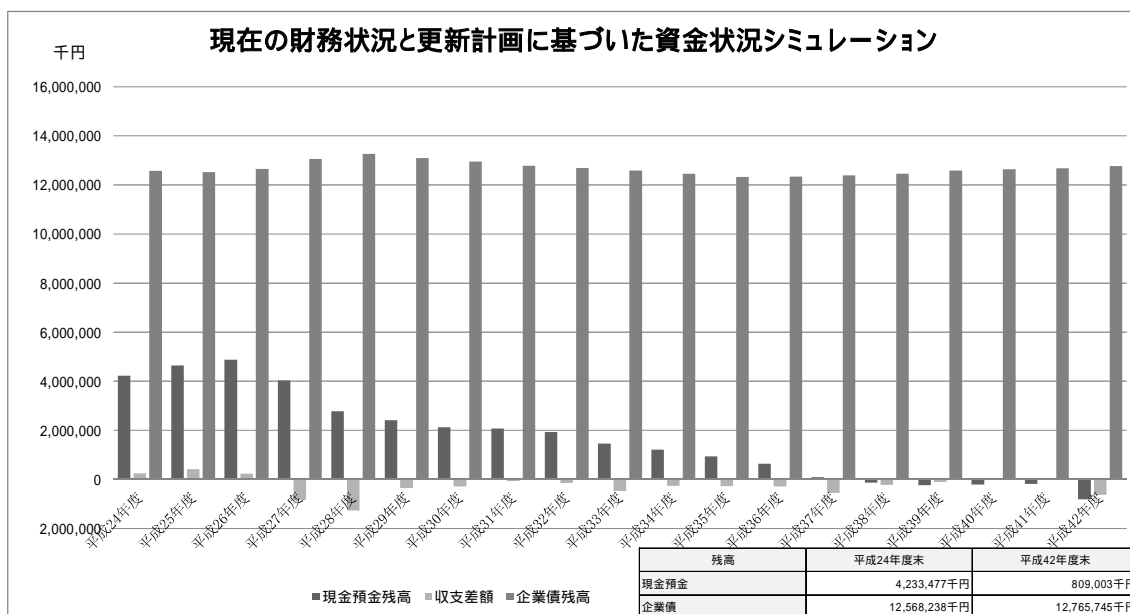
#### I. 中長期的に持続可能な水道事業の経営に向けて

##### 1. 水道局全体としての経営計画の策定について（意見）

市水道局では、各課が担当する部分の業務別計画は策定しているが、市水道局全体としての経営計画は策定していない。

市水道局は、各担当課の業務別計画だけでなく、市水道局全体としての実現可能な経営計画を策定すべきである。

現在の市水道局の計画・方針等を考慮した将来シミュレーションを監査人が実施した結果は次のとおりであり、市水道局の更新投資計画は、現在の財務状況と予定している資金調達方法では実現が困難であると考えられる。



#### II. 将来の資金繰りを考慮した料金設定について

##### 1. 管路更新計画に基づいた将来の資金状況

今後の水道経営においては、管路更新や配水施設更新計画による資金繰りの影響も考慮した料金設定を行う必要がある。その基礎的な情報を得るために、これらの更新投資計画に対して一定の割合で企業債を発行する場合の資金状況の推移を検討する。資金状況の推移を検討する期間は、現在市水道局が作成している配水施設の更新計画の最終年度である平成42年度までとする。

なお、シミュレーション期間が長期にわたるほど、投資計画の変更や工事落

札差額の累積等の要因により、実際との乖離が大きくなると考えられる。

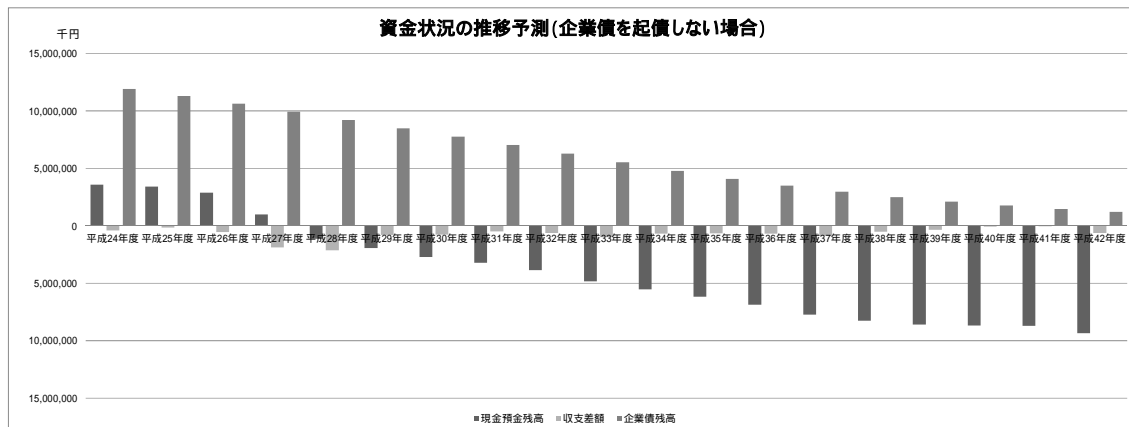
そのため、改定した水道料金の体系を平成 26 年度から適用すると仮定し、その 10 年後である平成 35 年度までを料金改定の対象期間とした。

<シミュレーション結果の要約>

建設改良費に対する起債割合	シミュレーション結果の要約
0%	企業債残高は減少していくが、平成 28 年度以降に資金不足が生じると見込まれる。
25%	企業債残高は減少していくが、平成 31 年度以降に資金不足が生じると見込まれる。
50%	企業債残高は平成 42 年度までに 1 割程度増加し、平成 40 年度以降に資金不足が生じると見込まれる。
75%	平成 42 年度までに、企業債残高は 5 割程度増加するが、現金預金残高は平成 23 年度と同水準になると見込まれる。

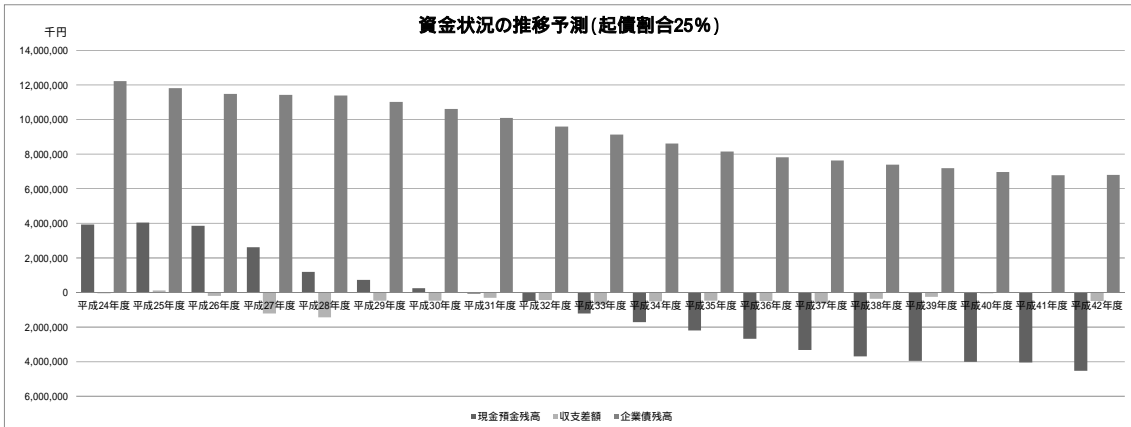
<各シミュレーションにおける現金預金残高・収支差額・企業債残高の推移状況>

・企業債を起債しない場合

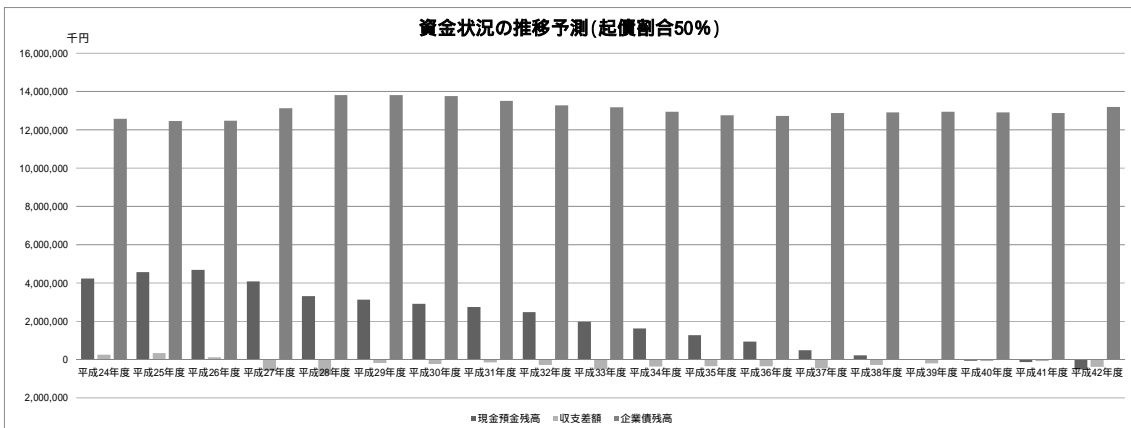




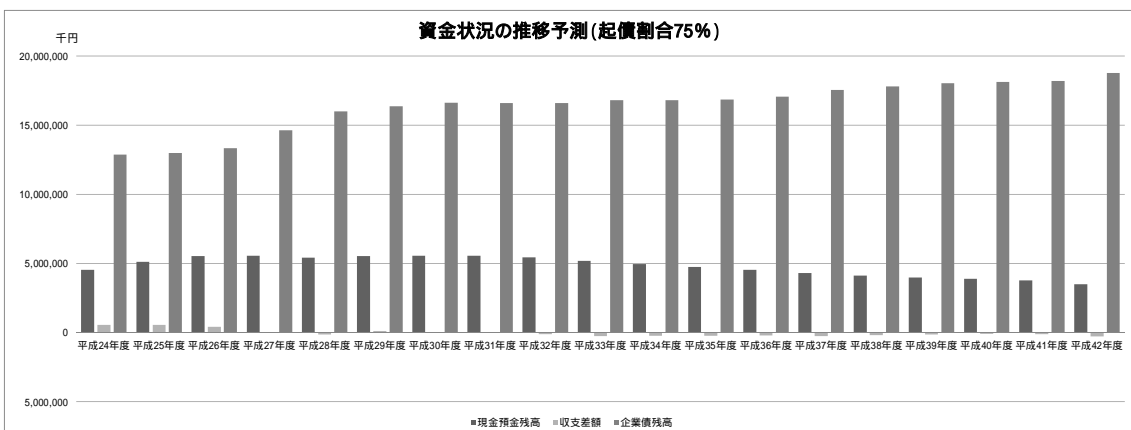
・建設改良費に対して 25%の割合で企業債を発行する場合



・建設改良費に対して 50%の割合で企業債を発行する場合



・建設改良費に対して 75%の割合で企業債を発行する場合



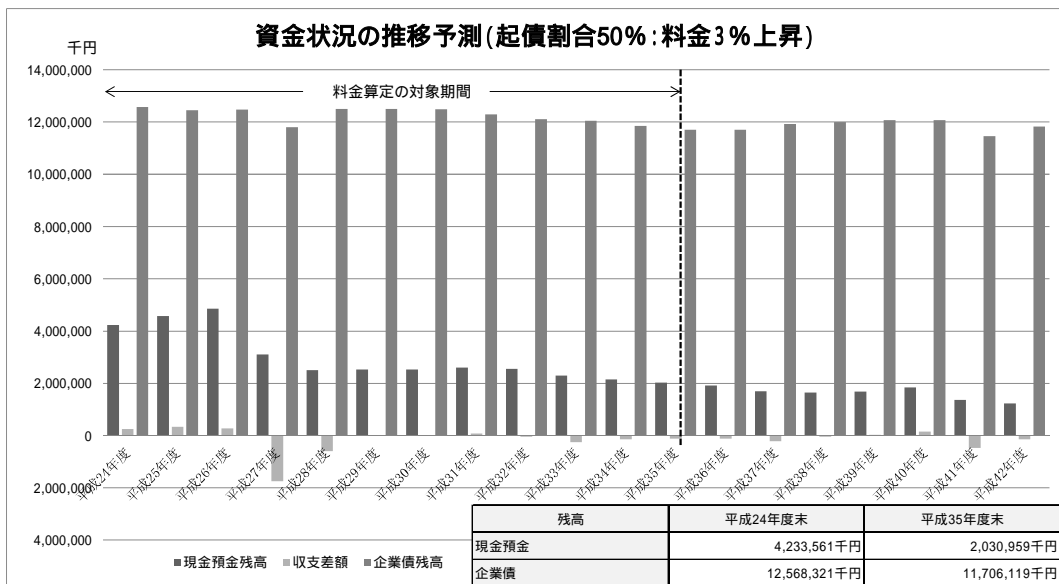
(シミュレーションの前提条件については、本編 58 ページ参照。)

## 2. 資金繰りを考慮した料金改定について（意見）

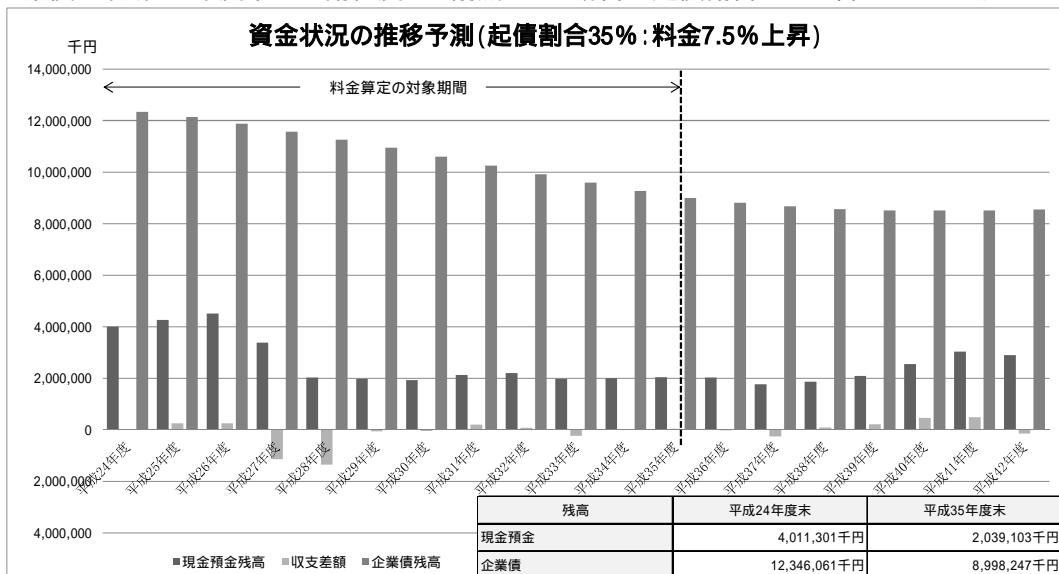
現在は損益ベースで料金水準を検討しているが、損益ベースの計算では事業の継続に必要な資金の確保が困難になることも考えられるため、資金繰りも考慮した料金改定の検討が必要である。

なお、料金算定の対象期間中であっても、たとえば中間期間である5年経過時に計画と実績の乖離を測定し、料金体系に反映させる等、継続的に見直しを検討する必要がある。

< 企業債を増加させず現金預金残高 20 億円を維持する場合 起債割合 50% : 料金 3% 上昇 >



< 企業債を平成 23 年度末の 7 割程度まで削減させる場合 起債割合 35% : 料金 7.5% 上昇 >



(シミュレーションの前提条件については、本編 59 ページ参照。)

### 3. 適時な料金体系の検討について（意見）

総括原価を考慮した最終の料金改定から 10 年以上が経過し、経営環境は変動しているため、これに合わせた適時の料金改定を検討すべきである。

ただし、料金水準の改定は、経営努力により人件費その他の費用を削減してもなお補いきれない場合にのみ実施されるべきであることに留意が必要である。

## III. 水道利用加入金の取り扱いについて

### 1. 水道利用加入金について

水道利用加入金（以下「加入金」という。）の制度は、新旧水道利用者間の負担の公平を図る目的で、新たな利用者及び水道メーターを増径する利用者に、水道施設の拡充整備に要する費用の一部を負担させる趣旨で設けられた。加入金は初期投資金額の一部の回収に充てられ、水道施設の更新に必要な残りの金額には水道料金が充てられるという仕組みである。

### 2. 加入金のあり方について（意見）

水道施設の拡充整備に要する費用の一部を新規加入者が負担することで、新旧水道利用者間の負担の公平性を図るという加入金の制度趣旨からすると、整備を拡充している段階においては、加入金として徴収することに意義が認められる。しかしながら、市においては、水道事業の整備はほぼ完了しており、現在は新規拡張工事が無いことから、加入金のあり方を見直す時期にきていると考えられる。

また、現在の加入金の料金体系は、平成 6 年度から平成 8 年度の工事期間における投資金額を回収するために算定されたものであり、平成 9 年度以降の投資金額をもとに計算されたものでない。

そのような状況からすると、将来のしかるべき時期の水道料金改定時に、水道料金算定計算において、加入金として徴収するのではなく、水道料金として徴収するような料金体系とするほうが、加入金の制度趣旨からすると、望ましいと考える。

## IV. 効率的な資金運用について

### 1. 現金預金の状況

平成 23 年度末の現金預金残高は 3,982,271 千円であり、短期に支払わなければならない 851,030 千円の未払金等を控除しても 3,131,241 千円の現金預金を手許に保有している。

## 2. 現金預金の運用について（意見）

平成 23 年度は、余剰資金の一部を定期預金として運用し、その受取利息は 1,590 千円であり、平均利回りは 0.04% であった。平成 23 年度の市の資金状況ならば、安全性・流動性・収益性を勘案しながらの運用を行ってれば更に多額の運用益が得られたはずであり、その機会を逸していたといえる。

地方財政法第 4 条第 2 項や第 8 条の趣旨を鑑みて、市水道局は、適切な手許資金残高の確保と資金運用額のバランスを検討することが望まれる。

なお、平成 23 年度の実際の運用状況と、必要な現金預金残高を確保しつつ、1 年を通じて定期預金で運用した場合とを監査人が試算した結果、運用差額は 8,135 千円であった。

## V. 経営管理体制の確立について

### 1. 水道料金の徴収・管理について

#### (1) 滞納債権の管理について

##### 滞納債権の管理の状況

滞納債権の収納促進にあたっては、発生原因によって滞納金額の納付を促すための手段や事務作業量、債権の貸倒れのリスク等が異なるため、滞納者の状況を適切に把握し、滞納債権の発生原因を分析することが求められる。

これについて、市水道局では、債権を滞納分も含めて水道料金システムで管理しているが、当該システムでは滞納債権と発生原因を紐付けて発生原因別に滞納債権の件数及び金額を集計することができないため、今回、発生原因別の分析を実施するための基礎となる資料が入手できなかった。

##### 滞納債権の発生原因別の管理について（意見）

市水道局は、効果的・効率的な料金徴収事務を実施するために、滞納債権を発生原因別に管理することを検討すべきである。水道料金システムの更新時に、例えば、現在居住している者に対する債権と転居による居所不明者に対する債権の区分等、発生原因別の管理が可能となる仕組みの構築を検討することが望まれる。

(2) 口座振替の促進について（意見）

市水道局では、下表のとおり、料金徴収について、口座振替制が 80%、納付制が 20%となっている。

< 料金の徴収形態 >

	平成23年度	平成22年度	増減
口座振替制（％）	80.0	79.9	0.1
集金制（％）	0.0	0.0	0.0
納付制（％）	20.0	20.1	0.1

口座振替制のほうが納付制よりも収納率が高いことや、現金管理に必要な事務を効率化する観点から、納付制を口座振替制へ変更することを推進すべきである。

2. 退職手当支給に係る一般会計等との負担関係の明確化について

(1) 退職手当の負担関係について

市水道局の退職手当は、水道料金収入を原資としている。そのため、水道事業に従事した期間については、市水道局からの退職手当の支給がなされるべきである。

これに対し、現在の市の仕組みでは、最終の所属が市水道局である場合には、過去に他部局の職務に従事した者であっても退職手当の全額を市水道局が負担している。一方で、最終の所属が一般会計等である場合に、過去に水道事業に従事した者の対価に相当する分を、市水道局は負担していない。

(2) 退職手当支給に係る一般会計等との負担関係の明確化について（意見）

水道料金で負担する部分と一般財源で負担する部分とを峻別することにより、適切な料金体系の設定が可能となることから、市水道局は、一般会計等と退職手当の支給に関する負担関係について検討し、会計制度改正前には合意をする必要がある。

なお、監査人が、平成 23 年度末の退職給付債務について、市水道局での在籍期間と市での総在籍年数から期間按分を行う方法で試算した結果、見積不足額は 89,160 千円であった。

### 3. 固定資産の現物調査について

#### (1) 現物調査の対象となる固定資産の範囲

固定資産については、八尾市水道局会計規程第 72 条によれば、市水道局の経営総務課長に対して 1 年に 1 回の固定資産の現物調査を求めている。

これについて、監査人が自ら配水施設を視察した際に固定資産台帳と固定資産の現物とをサンプルベースで照合を実施したところ当該固定資産は存在したが、地面に固定された機械装置であり、年次での継続的な現物調査の必要はないと判断した。市水道局によると、固定資産のうち管路以外のものは建物等に固定されたものが多いとのことであり、監査人がサンプルベースで確かめたものも固定物であった。

また、これまでに固定資産台帳に登載されている資産が現物と整合しない事例はないとのことである。

#### (2) 固定資産の現物調査について（結果）

市水道局は、会計規程に従った 1 年に 1 回の現物調査を実施していなかった。

しかしながら、建物等に固定された資産については、1 年に 1 度の現物調査の必要性が乏しいと考えられるため、たとえば建物等に固定されておらず現物調査すべき資産を限定する等、実務に即した現物調査の規定に見直す等の対応も考えられる。

### 4. 備品等の管理について

#### (1) 備品管理の状況

八尾市水道局会計規程第 68 条により、取得価額が 10 千円以上のものについては、物品整理簿を備えて記録整理し、毎事業年度少なくとも 1 回以上は、該当する物品について実地に現品を調査し、物品整理簿と照合しなければならないと規定されている。

現在、市水道局においては、物品整理簿としての備品管理台帳は作成し、廃棄時には物品整理簿と照合しているものの、年 1 回以上の全ての現物調査は行われていない。

また、固定資産台帳に登載されている 100 千円以上の資産も物品整理簿に登載しているが、固定資産台帳と物品整理簿の整合性の確認ができていない。

(2) 備品の現物調査について（結果）

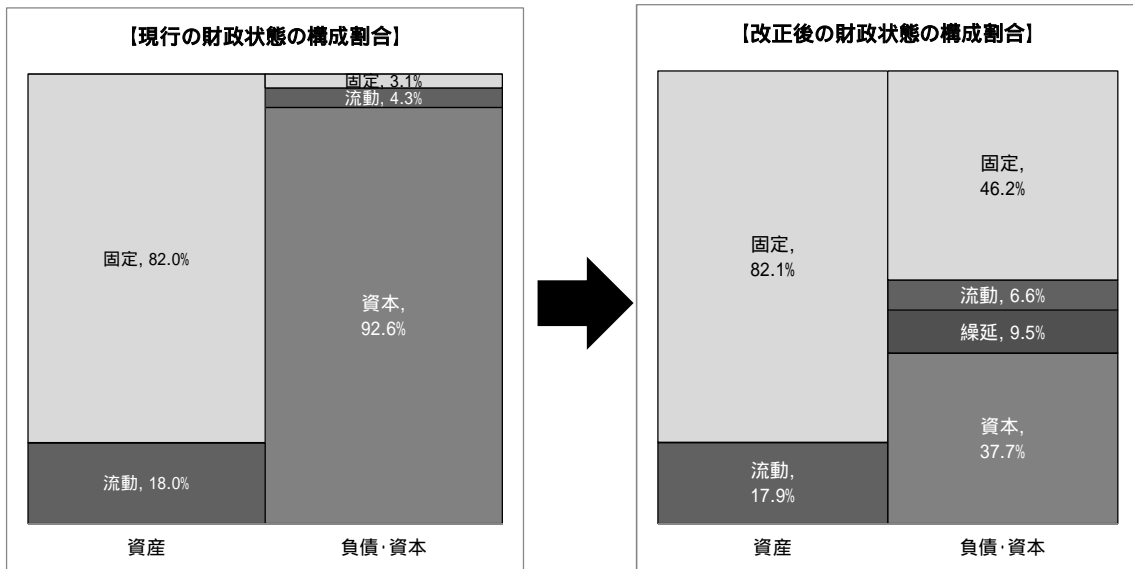
市水道局は、会計規程に従った1年に1回の現物調査を実施すべきであった。

なお、固定資産台帳に登載されているものについては備品整理簿から外す等で、資産管理の重複を避けることが望まれる。

VI. 新会計制度への移行

1. 平成23年度決算における会計制度の移行による影響試算と分析

平成23年度決算における財政状態及び経営成績について、現行の会計制度と市水道局が試算した新会計制度に移行した場合とを比較をすると以下のとおりである。



項目	移行初年度のみ処理	財務諸表への影響内容			
		貸借対照表			損益計算書
		資産	負債	資本	当年度純利益
借入資本金の負債計上			<b>【増加】</b> 企業債 12,507,592千円	<b>【減少】</b> 借入資本金 12,507,592千円	
補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更(過年度分)			<b>【増加】</b> 長期前受金 2,808,994千円	<b>【減少】</b> 資本剰余金 5,624,098千円 <b>【増加】</b> 利益剰余金 2,815,104千円	
補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更(当年度収益化分)			<b>【減少】</b> 長期前受金 140,449千円	<b>【増加】</b> 利益剰余金 140,449千円	<b>【増加】</b> 長期前受金戻入(営業外収益) 140,449千円
引当金の計上(過年度分)			<b>【増加】</b> 退職給付引当金 178,042千円	<b>【減少】</b> 利益剰余金 178,042千円	<b>【減少】</b> 退職給付引当金繰入額(特別損失) 178,042千円
引当金の計上(当年度分)		<b>【減少】</b> 貸倒引当金 23,055千円	<b>【増加】</b> 賞与引当金 45,909千円 <b>【増加】</b> 退職給付引当金 21,768千円	<b>【減少】</b> 利益剰余金 90,732千円	<b>【減少】</b> 各引当金繰入額(営業費用) 90,732千円

## 2. 財務指標等に与える影響

主な財務指標等について、会計制度の移行に伴う影響は次のとおりである。

財務指標	単位	現行	改正後	改正による影響	数式
経常収益対経常費用比率	(%)	106.0	106.8	0.8	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$
自己資本構成比率	(%)	48.1	37.7	10.4	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$
企業債償還元金対減価償却額比率	(%)	66.4	66.4	0.0	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却額}} \times 100$
職員給与費対料金収入比率	(%)	16.9	16.9	0.0	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$
将来世代負担比率	(%)	54.5	54.5	0.0	$\frac{\text{企業債}}{\text{有形固定資産}} \times 100$
流動比率	(%)	414.6	269.9	144.7	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

主な財務指標のうち、流動比率については、主に企業債の負債計上に伴う流動負債の増加の影響により低下する。また、自己資本構成比率については、長期前受金の未戻入分について剰余金が減少し、負債が増加したため比率に影響が出ている。ただし、長期前受金の未戻入分は資産の償却に応じて収益化するため資金流出を伴う負債ではなく、財務体質に実質的な影響を及ぼすものではない。

## 3. 財政健全化指標への影響

財政健全化法及び地方財政法の資金不足比率は、新会計制度への移行にあたり、特別な措置が講じられている。そのため、市水道局にとって、新会計基準への移行が、財政健全化法や地方財政法上の資金不足比率に与える影響は、ほとんどないと考えられる。